

事務連絡

令和2年6月12日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。） 殿

法務省民事局商事課 法務専門官

商業登記規則第102条第5項第2号（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する法務大臣が定める電子証明書について

標記について、本月15日から、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第102条第5項第2号の規定に基づき法務大臣が定める電子証明書（以下「法務大臣が定める電子証明書」という。）に、新たに、下記の電子証明書が追加されることとなりますので、事務処理に遺憾のないよう、貴官下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、下記の電子証明書については、添付書面情報の作成者が印鑑提出者である場合及び法令の規定により登記の申請書に添付すべき書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない場合を除いた添付書面情報についてのみ利用可能としています。

また、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に法務大臣が定める電子証明書に追加することとしているところ、当該サービスにより作成された書面の名義人と電子署名を行った者が異なりますが、電子署名の情報には、書面の名義人が書面の作成に関与している情報が記録されることとなりますので、検証結果の確認に当たっては、留意願います。

おって、下記の電子証明書の追加に当たり、同日付けで、法務省ホームページ（「商業・法人登記のオンライン申請について」のページ等）の更新がされますので、申し添えます。



記

「Cybertrust iTrust Signature Certification Authority」(サイバートラスト株式会社)

「GlobalSign CA 2 for AATL」(GMOグローバルサイン株式会社)